

## 2022年10月1日（土） 東京都公民館連絡協議会委員部会研修・国立市資料

### 第33期 国立市公民館運営審議会

答申「新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業について」（案）  
の概要について

末光 翔（第33期国立市公民館運営審議会委員長）

※10月11日答申提出予定のため、本日は「目次」、「はじめに」、「提言」（未定稿）を抜粋し、資料として配布します。

#### ○目次構成

はじめに	1
I 新型コロナウイルス政策とをめぐる国立市・と公民館の対応	5
1. 国・都の政策と・国立市の対策対応経過	5
(1) 対策本部会議の設置・水際対策（2020年1月）	5
(2) 先行した都施設の閉館とイベント中止（2020年2月）	5
(3) 学校休校・イベント中止など規制強化（2020年3月）	6
(4) 教育委員会判断による週末閉館（2020年4月）	6
(5) 先行する学校休校と緊急事態宣言による公共施設一斉休館（2020年4月）	6
(6) 緊急事態宣言延長・解除と再開（2020年5月）	7
(7) 国立市議会で問われた社会教育機関の閉館（2020年6月）	8
(8) 国立市自治体方針の確立（2020年7月～）	9
2. 国立市公民館の対応経過	9
(1) 公民館主催事業の中止から再開まで	10
(2) 公民館閉館から再開館まで	13
(3) 集会施設としての機能	13
(4) 情報提供に関する取り組み	15
(5) 職員体制の変化	18
II コロナ禍における市民の思いと活動	20
1. 市民団体・サークル	20
(1) 団体アンケートから見えてきたこと	20
(2) 社会教育学習会に登壇した団体から	22
(3) 第33期公民館運営審議会委員のが所属団体から	
2. 市民・個人	25
(1) 個人アンケートから見えてきたこと	25
(2) 職員個人アンケートから見えてきたこと	28

3. 第 17 期 公民館だより編集研究委員会	29
(1) 会議継続の方法と意思決定の過程	29
(2) 「サークル訪問」記事継続への努力と内容の工夫	29
(3) 『公民館だより』に対する編集研委員からの意見	30
4. 第 32 期 公民館運営審議会	30
(1) 閉館前の 3 月公運審中止	30
(2) 閉館中の委員の思い	31
(3) 再開館後の公運審の動き	31
(4) 公運審メンバーの所属団体の動きから	31
(45) コロナ禍の意思決定プロセスへの公運審の関わり	33
III 市民が学び、つながり続けるための公民館運営・事業のあり方	35
1. 生きる権利の実現に不可欠な学習権	35
(1) 憲法に規定された基本的人権としての学習権保障	35
(2) コロナ禍と学習権をめぐる教育機関としての課題検証	36
2. 市民とともにある公民館	38
(1) 安心の場・地域のよりどころとして	39
(2) つながりをつくり続ける	39
(3) 困難に見える化し支え合う	40
(4) 学びに参加しづらい人々を支え続ける	40
3. 変化に対応出来る公運審づくり	41
(1) 公運審の役割	41
(2) 緊急時の行政組織内の位置づけ	41
(3) 情報集約 –主体的に学び考えつなげるために–	42
(4) 民主主義を自分たちで作り出す場であり続けるために	42
4. 新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業に向けた提言	43
(1) 市民とともにある公民館運営・事業	44
(2) 教育機関としての公民館・職員体制の強化	44
(3) 緊急時のための事業・施設整備計画の立案	45
おわりに	46
参考資料	47

## 〇はじめに（抜粋）

私たち第 33 期国立市公民館運営審議会（以下、「公運審」）が開始されたのは、2020 年 11 月である。当時の国立市公民館（以下、「公民館」）は 4～5 月の 2 か月の閉館の影響で下半期に主催事業が集中し、新たに取り組み始めたオンライン併用事業の対応や感染予防対策

に追われていた。2021年が明けてすぐ2回目の緊急事態宣言に入り、近隣自治体の公民館では閉館や開館時間短縮等が行われたが、国立市公民館は夜間の利用自粛の呼びかけはあったものの通常開館し、主催事業も継続した。利用団体数は2019年度よりは減ったものの、サークル活動や学習会なども、それぞれの判断と工夫により継続された。

職員も市民も見えないウイルスに手探りで対応し、人や状況によって異なる賛否の反応を受けながらも、実際の活動の有無に関わらず、人とつながり・共にあることが、生き続けることを可能とし、そのこと自体が生きる意味と直結することを感じていたのかもしれない。その後何度も繰り返された緊急事態宣言下でも、国立市公民館は開館しているのが当たり前となり、公運審も夜間・対面での定例会開催が途切れることはなかった。

2021年度に入り、5月に石田進公民館長（当時）より、「新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業について」の諮問が出された。公民館長や職員にとっても、この間の判断や不安、迷いは大きかったと想像するが、この1年を俯瞰・検証する余裕はなく、ウイルス対策により新たに増えた業務や事業等にも追われていた。当時の記憶や受け止め方も職員によっても異なっており、市民にとっても、この間どのような経過が行政組織内・教育機関で行われたのか知る由もなかった。

私たちはまず「新型コロナウイルス感染拡大時」を過去（2020年）、現在（2021年度）、今後（再度の閉館を余儀なくされる事態）のどの時点に焦点を当てるのかを検討し、今回は、過去（2020年）を可能な限り記録することを中心に据えることを決めた。2020年2月末の主催事業中止から、4～5月の閉館、そして6月の再開館が国立市・教育委員会でのどのように決まり、公民館内部はどのような状況にあったのか。公民館長の判断や職員の思い、そして公民館を利用する市民団体や個人は、この時期をどのようにとらえ、活動する上でどんな困難や工夫があったのだろうか。「公民館運営」の在り方が「公民館事業」に直結するため、運営全般を視野に入れて捉えることとした。

ウイルスの前に人間は無力であり、初めて直面した事態ゆえに、当時のそれぞれの判断や感情の正否を問うものではない。個々の考えに違いがあっても「一人ひとりの意見とその意味を尊重する」こと、またそれらを「共有しあい共に考え」、「よりよき知恵や実践をつくりだす」ことは社会教育の本旨でもある。この間の行政組織や職員、市民団体や市民個人、それぞれの経過や思いを記録して全体像を共有し、それらを踏まえ、私たち第33期公運審として「教育機関としての公民館事業」を展開していくうえでの必要な視点を提言するものである。

本答申は、当時の状況を記録することを中心とし、社会教育学習会や市民・団体アンケート、館長・職員ヒアリング・アンケートにより多くの声を集約したため答申としては分量が多いが、記録として全て掲載した。また、社会教育学習会の記録は別冊としてまとめた。答申本文と合わせて参照していただきたい。

○提言（案）

(1) 市民とともにある公民館運営・事業

【提言① 主権者として、ともに知り・考え・学びあえる事業展開】

【提言② 市民や団体・サークルとのつながりづくり】

【提言③ 緊急時に対応できる公民館運営審議会の体制整備】

【提言④ 情報発信と情報交流の「ひろば」としての機能強化】

(2) 教育機関としての公民館・職員体制の強化

【提言⑤ 教育機関としての公民館の位置づけ強化】

【提言⑥ 社会教育専門職の役割と配置促進】

【提言⑦ 社会教育現場の声の反映と施設間の連携】

(3) 緊急時のための事業・施設整備計画の立案

【提言⑧ 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画・事業継続計画の再考と具体化】

【提言⑨ 緊急時に柔軟な対応ができる公民館運営・事業の体制づくりの検討】

【提言⑩ 施設・備品整備計画の策定】